

令和6年6月

項番	サービス種類		「その他該当する体制等」欄の変更内容			既存事業所の取扱い（新たな届出がない場合の取扱い） ※これまで加算を算定していたが、「1：なし」とみなされる場合は、要件等を満たしているかを確認の上、新たな加算区分への変更の届出が必要。	新設・追加された加算であるため、体制届の提出が必須	備考
	No.	サービス名	変更となる加算等	変更前	変更後			
1	11	訪問介護	「介護職員処遇改善加算」⇒ 「介護職員等処遇改善加算」 に名称変更	「介護職員処遇改善加算」	「介護職員等処遇改善加算」 に名称変更	「介護職員処遇改善加算」⇒ 「介護職員等処遇改善加算」 「1：なし」⇒「1：なし」 「2：加算Ⅲ」⇒「1：なし」 「5：加算Ⅱ」⇒「1：なし」 「6：加算Ⅰ」⇒「1：なし」	「7：加算Ⅰ」 「8：加算Ⅱ」 「9：加算Ⅲ」 「A：加算Ⅳ」 「B：加算Ⅴ(1)」 「C：加算Ⅴ(2)」 「D：加算Ⅴ(3)」 「E：加算Ⅴ(4)」 「F：加算Ⅴ(5)」 「G：加算Ⅴ(6)」 「H：加算Ⅴ(7)」 「J：加算Ⅴ(8)」 「K：加算Ⅴ(9)」 「L：加算Ⅴ(10)」 「M：加算Ⅴ(11)」 「N：加算Ⅴ(12)」 「P：加算Ⅴ(13)」 「R：加算Ⅴ(14)」	要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うこと。
	12	訪問入浴介護						
	15	通所介護						
	16	通所リハビリテーション						
	21	短期入所生活介護						
	22 23 2A	短期入所療養介護						
	24	介護予防短期入所生活介護						
	25 26 2B	介護予防短期入所療養介護						
	27	特定施設入居者生活介護（短期利用型）						
	32	認知症対応型共同生活介護						
	33	特定施設入居者生活介護						
	35	介護予防特定施設入居者生活介護						
	37	介護予防認知症対応型共同生活介護						
	38	認知症対応型共同生活介護（短期利用型）						
	39	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）						
54	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護							
62	介護予防訪問入浴介護							
66	介護予防通所リハビリテーション							

令和6年6月

項番	サービス種類		「その他該当する体制等」欄の変更内容			既存事業所の取扱い（新たな届出がない場合の取扱い） ※これまで加算を算定していたが、「1：なし」とみなされる場合は、要件等を満たしているかを確認の上、新たな加算区分への変更の届出が必要。	新設・追加された加算であるため、体制届の提出が必須	備考
	No.	サービス名	変更となる加算等	変更前	変更後			
1	68	小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	「介護職員処遇改善加算」⇒ 「介護職員等処遇改善加算」 に名称変更	「介護職員処遇改善加算」	「介護職員等処遇改善加算」 に名称変更	「介護職員処遇改善加算」⇒ 「介護職員等処遇改善加算」 「1：なし」⇒「1：なし」 「2：加算Ⅲ」⇒「1：なし」 「5：加算Ⅱ」⇒「1：なし」 「6：加算Ⅰ」⇒「1：なし」	「1：なし」 「7：加算Ⅰ」 「8：加算Ⅱ」 「9：加算Ⅲ」 「A：加算Ⅳ」 「B：加算Ⅴ(1)」 「C：加算Ⅴ(2)」 「D：加算Ⅴ(3)」 「E：加算Ⅴ(4)」 「F：加算Ⅴ(5)」 「G：加算Ⅴ(6)」 「H：加算Ⅴ(7)」 「J：加算Ⅴ(8)」 「K：加算Ⅴ(9)」 「L：加算Ⅴ(10)」 「M：加算Ⅴ(11)」 「N：加算Ⅴ(12)」 「P：加算Ⅴ(13)」 「R：加算Ⅴ(14)」	要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うこと。
	69	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）						
	71	夜間対応型訪問介護						
	72	認知症対応型通所介護						
	73	小規模多機能型居宅介護						
	74	介護予防認知症対応型通所介護						
	75	介護予防小規模多機能型居宅介護						
	76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護						
	77	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）						
	78	地域密着型通所介護						
79	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）							
2	11	訪問介護	「介護職員等特定処遇改善加算」 「介護職員等ベースアップ等支援加算」		廃止	廃止		
	12	訪問入浴介護						
	15	通所介護						
	16	通所リハビリテーション						
	21	短期入所生活介護						
	22 23 2A	短期入所療養介護						
	24	介護予防短期入所生活介護						

令和6年6月

項番	サービス種類		「その他該当する体制等」欄の変更内容			既存事業所の取扱い（新たな届出がない場合の取扱い） ※これまで加算を算定していたが、「1：なし」とみなされる場合は、要件等を満たしているかを確認の上、新たな加算区分への変更の届出が必要。	新設・追加された加算であるため、体制届の提出が必須	備考
	No.	サービス名	変更となる加算等	変更前	変更後			
2	25 26 2B	介護予防短期入所療養介護	「介護職員等特定処遇改善加算」 「介護職員等ベースアップ等支援加算」					
	27	特定施設入居者生活介護（短期利用型）						
	32	認知症対応型共同生活介護						
	33	特定施設入居者生活介護						
	35	介護予防特定施設入居者生活介護						
	37	介護予防認知症対応型共同生活介護						
	38	認知症対応型共同生活介護（短期利用型）						
	39	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）						
	54	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
	62	介護予防訪問入浴介護						
	66	介護予防通所リハビリテーション						
	68	小規模多機能型居宅介護（短期利用型）						
	69	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）						
	71	夜間対応型訪問介護						
72	認知症対応型通所介護							
73	小規模多機能型居宅介護							
74	介護予防認知症対応型通所介護							
75	介護予防小規模多機能型居宅介護							
2	76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	「介護職員等特定処遇改善加算」 「介護職員等ベースアップ等支援加算」					
	77	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）						
	78	地域密着型通所介護						
	79	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）						

令和6年6月

項番	サービス種類		「その他該当する体制等」欄の変更内容			既存事業所の取扱い（新たな届出がない場合の取扱い） ※これまで加算を算定していたが、「1：なし」とみなされる場合は、要件等を満たしているかを確認の上、新たな加算区分への変更の届出が必要。	新設・追加された加算であるため、体制届の提出が必須	備考
	No.	サービス名	変更となる加算等	変更前	変更後			
3	13	訪問看護	高齢者虐待防止措置実施の有無		「1：減算型」 「2：基準型」を新設	「1：減算型」	「2：基準型」	
	14	訪問リハビリテーション						
	16	通所リハビリテーション						
	63	介護予防訪問看護						
	64	介護予防訪問リハビリテーション						
	66	介護予防通所リハビリテーション						
4	13	訪問看護	緊急時訪問看護加算	「1：なし」 「2：あり」	「1：なし」 「2：加算Ⅱ」 「3：加算Ⅰ」に変更	「1：なし」⇒「1：なし」 「2：あり」⇒「2：加算Ⅱ」	「3：加算Ⅰ」	基本的に届出を行うこと。
5	13	訪問看護	専門管理加算		「1：なし」 「2：あり」を新設	「1：なし」	「2：あり」	
	63	介護予防訪問看護						
6	13	訪問看護	遠隔死亡診断補助加算		「1：なし」 「2：あり」を新設	「1：なし」	「2：あり」	
7	13	訪問看護	口腔連携強化加算		「1：なし」 「2：あり」を新設	「1：なし」	「2：あり」	
	14	訪問リハビリテーション						
	63	介護予防訪問看護						
	64	介護予防訪問リハビリテーション						
8	14	訪問リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算	「1：なし」 「3：加算Aイ」 「4：加算Bイ」 「6：加算Aロ」 「7：加算Bロ」	「1：なし」 「3：加算イ」 「6：加算ロ」に変更	「1：なし」⇒「1：なし」 「3：加算Aイ」⇒「3：加算イ」 「4：加算Bイ」⇒「1：なし」 「6：加算Aロ」⇒「6：加算ロ」 「7：加算Bロ」⇒「1：なし」	「3：加算イ」 「6：加算ロ」	要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うこと。
9	16	通所リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算	「1：なし」 「3：加算Aイ」 「4：加算Bイ」 「6：加算Aロ」 「7：加算Bロ」	「1：なし」 「3：加算イ」 「6：加算ロ」 「8：加算ハ」に変更	「1：なし」⇒「1：なし」 「3：加算Aイ」⇒「3：加算イ」 「4：加算Bイ」⇒「1：なし」 「6：加算Aロ」⇒「6：加算ロ」 「7：加算Bロ」⇒「1：なし」	「3：加算イ」 「6：加算ロ」 「8：加算ハ」	要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うこと。
10	14	訪問リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明		「1：なし」 「2：あり」を新設	「1：なし」	「2：あり」	
	16	通所リハビリテーション						
11	31	居宅療養管理指導	医療用麻薬持続注射療法加算		「1：なし」 「2：あり」を新設	「1：なし」	「2：あり」	
	34	介護予防居宅療養管理指導						

令和6年6月

項番	サービス種類		「その他該当する体制等」欄の変更内容			既存事業所の取扱い（新たな届出がない場合の取扱い） ※これまで加算を算定していたが、「1：なし」とみなされる場合は、要件等を満たしているかを確認の上、新たな加算区分への変更の届出が必要。	新設・追加された加算であるため、体制届の提出が必須	備考
	No.	サービス名	変更となる加算等	変更前	変更後			
12	31	居宅療養管理指導	在宅中心静脈栄養法加算		「1：なし」 「2：あり」を新設	「1：なし」	「2：あり」	
	34	介護予防居宅療養管理指導						
13	16	通所リハビリテーション	「施設等の区分」欄	「5：大規模の事業所(I)(病院・診療所)」 「8：大規模の事業所(I)(介護老人保健施設)」 「B：大規模の事業所(I)(介護医療院)」 「6：大規模の事業所(II)(病院・診療所)」 「9：大規模の事業所(II)(介護老人保健施設)」 「C：大規模の事業所(II)(介護医療院)」	廃止	廃止		
14	16	通所リハビリテーション	「施設等の区分」欄		「D：大規模の事業所(病院・診療所)」 「E：大規模の事業所(介護老人保健施設)」 「F：大規模の事業所(介護医療院)」 「G：大規模の事業所(特例)(病院・診療所)」 「H：大規模の事業所(特例)(介護老人保健施設)」 「J：大規模の事業所(特例)(介護医療院)」を新設		「D：大規模の事業所(病院・診療所)」 「E：大規模の事業所(介護老人保健施設)」 「F：大規模の事業所(介護医療院)」 「G：大規模の事業所(特例)(病院・診療所)」 「H：大規模の事業所(特例)(介護老人保健施設)」 「J：大規模の事業所(特例)(介護医療院)」	該当する場合は、新たな施設等の区分の届出を行うこと。
15	16	通所リハビリテーション	業務継続計画策定の有無		「1：減算型」 「2：基準型」を新設	「1：減算型」	「2：基準型」	
	66	介護予防通所リハビリテーション						
16	21	短期入所生活介護	「併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Iの届出状況」⇒ 「併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Iの届出状況」に名称変更	「併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Iの届出状況」	「併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Iの届出状況」に名称変更			要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うこと。
	22	短期入所療養介護						
	23							
	2A	介護予防短期入所生活介護						
	24	介護予防短期入所療養介護						
25	介護予防短期入所療養介護							
26								
2B								
17	63	介護予防訪問看護	緊急時介護予防訪問看護加算	「1：なし」 「2：あり」	「1：なし」 「2：加算II」 「3：加算I」に変更	「1：なし」⇒「1：なし」 「2：あり」⇒「2：加算II」	「3：加算I」	基本的に届出を行うこと。

令和6年6月

項番	サービス種類		「その他該当する体制等」欄の変更内容			既存事業所の取扱い（新たな届出がない場合の取扱い） ※これまで加算を算定していたが、「1：なし」とみなされる場合は、要件等を満たしているかを確認の上、新たな加算区分への変更の届出が必要。	新設・追加された加算であるため、体制届の提出が必須	備考
	No.	サービス名	変更となる加算等	変更前	変更後			
18	66	介護予防通所リハビリテーション	運動器機能向上体制		廃止	廃止		
19	66	介護予防通所リハビリテーション	「選択的サービス複数実施加算」⇒ 「一体的サービス提供加算」 に名称変更	「選択的サービス複数実施加算」	「一体的サービス提供加算」 に名称変更			要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うこと。
総合事業1	A2	訪問型サービス（独自）	「介護職員処遇改善加算」⇒ 「介護職員等処遇改善加算」 に名称変更	「介護職員処遇改善加算」	「介護職員等処遇改善加算」 に名称変更	「1：なし」⇒「1：なし」 「6：加算Ⅰ」⇒「1：なし」 「5：加算Ⅱ」⇒「1：なし」 「2：加算Ⅲ」⇒「1：なし」	「7：加算Ⅰ」 「8：加算Ⅱ」 「9：加算Ⅲ」 「A：加算Ⅳ」 「B：加算Ⅴ(1)」 「C：加算Ⅴ(2)」 「D：加算Ⅴ(3)」 「E：加算Ⅴ(4)」 「F：加算Ⅴ(5)」 「G：加算Ⅴ(6)」 「H：加算Ⅴ(7)」 「J：加算Ⅴ(8)」 「K：加算Ⅴ(9)」 「L：加算Ⅴ(10)」 「M：加算Ⅴ(11)」 「N：加算Ⅴ(12)」 「P：加算Ⅴ(13)」 「R：加算Ⅴ(14)」	要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うこと。
	A6	通所型サービス（独自）						
総合事業2	A2	訪問型サービス（独自）	「介護職員等特定処遇改善加算」 「介護職員等ベースアップ等支援加算」		廃止	廃止		
	A6	通所型サービス（独自）						